

表彰規程第2条第3項に定める表彰の対象となり得る個人の推薦に関する手続及び審査基準等

(推薦手続き)

- 1 推薦される候補者のとりまとめと候補者の審査等を行うため、理事会において審査委員会の設置を決め、専務理事が審査委員候補者の人選をし、理事会が候補者の中から審査委員を選任する。
- 2 選考委員は、次の4名をもって構成する。
  - (1) 理事代表 1名
  - (2) 監事代表 1名
  - (3) 正会員代表 2名
- 3 審査委員の互選により1名が委員長となり、選考事務を統括する。
- 4 審査委員会は、候補者が基準に合致しているか否か事前審査し、理事会に提出する。
- 5 候補者の書式は別途定める。

(審査基準)

区分	対象者	基準
特別功労賞	本協会理事等の役員として本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者	・10年以上役員であった者
功労賞	本協会の加盟団体の会長、理事長又はこれに準ずる者若しくは登録公認審判員であって、本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者	・加盟団体推薦を得られる者
優秀選手賞	本協会の登録選手(以下「競技者」という。)のうち、全国規模の競技会又は国際大会において優秀な成績を上げた者であって、心技ともに他の競技者の模範となり得ると認められる者	・全国的な競技会で通算10回以上優勝した者 ・国際的な競技会で通算10回以上優勝した者 ・ワールドゲームズで優勝した者 ・社会的に人物良好である者 ・所属の都道府県協会会長又は加盟団体長の推薦を得られる者